

各位

被扶養者の現況調査(検認調査)実施のお知らせ(iBss)

厚生労働省の指導に基づき、当健康保険組合に加入されている被扶養者(ご家族)が、現在も被扶養者認定基準を満たしていることを確認するため、「被扶養者の現況調査」を実施いたします。

本調査はWebシステム(iBss)にて実施しますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

健康保険組合がマイナンバーを活用した情報連携により、地方公共団体(市区町村等)へ情報照会(※)を行い、被扶養者の収入、公的年金情報、住民票住所等を確認します。その結果、情報確認ができなかった方や書類審査が必要と判断した方に対して、調査の依頼を行います。

※健康保険組合は法令に基づき、マイナンバーを利用した情報連携(情報照会)を行うことが認められています。
(番号法第19条第8号、同法第22条第1項)

1. 調査対象者

<調査対象となる社員の方には、近日中にメールでご案内いたします>

A: 収入超過の可能性がある方

- ・給与収入: 130万円以上(基準)
- ・60歳以上、または障害年金受給者: 180万円以上
- ・19歳以上23歳未満: 150万円以上

※給与収入に加え、年金収入、雇用保険、各種給付金(例: 傷病手当金等)の受給状況等も確認対象となります。

B: 確定申告を行っている方

C: 別居のご家族がいる方

D: 情報照会により確認ができない方

2. 実施期間(期限厳守にご協力ください)

2026年8月4日(火) ~ 8月28日(金)

3. 実施方法

Webシステム(iBss)にて、必要事項の入力および証明書類のアップロードを行ってください。

- ・サイト: <<https://ibss.jp/portal/signup.ibss>>
- ・マニュアル: <<https://ono-pharma.box.com/s/y5g7iwj3qrr5rwx0h3sv55x9o604t2vh>>

4. 注意事項

- ・証明書類のアップロードが困難な場合は、社内便にて健保組合(本店)宛にご送付ください。
- ・期限内に証明書類が揃わない場合は、その旨を健保組合へご連絡ください。
- ・本調査にご協力いただけない場合、被扶養者認定を取り消すことがあります。
- ・確認のため、別途追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ・調査依頼メールが届かない方は、今年度の調査対象外です。

お問合せ

健康保険組合

担当: 宮内 (miyauchi@ono-pharma.com)

久野 (m.hisano@ono-pharma.com)

電話: 06-6222-5665

よくある質問 Q&A

Q1. 保険者指定コードとは？

A1. 社員番号5桁(「U」は不要)です。

Q2. 単身赴任中ですが、住所は単身赴任先と帰省先のどちらを入力すればよいですか？

A2. 単身赴任の方は「同居」を選択してください。「同居」選択時は住所入力不要です。

Q3. 子どもが大学生で別居しています。別居扱いになりますか？また、送金証明は必要ですか？

A3. 学生(大学・大学院・予備校・専門学校生)は「同居扱い」です。
送金証明は不要ですが、学生証(写し)をアップロードしてください。

Q4. 子どもが海外留学中です。証明書類はどうすればよいですか？

A4. 海外の学生も国内の学生と同様に「同居扱い」です。
備考欄に「留学中」と入力のうえ、学生証(写し)をアップロードしてください。

Q5. 前年の年間収入とはいつの分ですか？

A5. 前年(2025年1月～2025年12月)の収入額です。前年の収入を参考に、今後1年間の見込収入を入力してください。

Q6. 学生(大学・大学院・予備校・専門学校生)で、基準収入を超えています(超えそうです)。扶養は外れますか？

A6. 基準収入が超過しても、学生(大学・大学院・予備校・専門学校生)の場合は扶養継続が可能です。
学生証(写し)を提出してください。
※個別事情により確認が必要な場合がありますので、状況に応じて健保へご連絡ください。

Q7. 「給与収入」「年金(老齢／障害／遺族等)」「給付金(失業／傷病等)」を受けています。

合計で基準額を超えている(または今年超えそう)場合はどうすればいいですか？

A7. 「給与収入」「年金額(老齢／障害／遺族等)」「給付金(失業／傷病等)」の合計が基準額を超えている場合、または今年中に超えそうな場合は、速やかに健康保険組合へご連絡ください。状況を確認のうえ、必要な手続き(扶養の異動等)をご案内します。

Q8. 確定申告をしている場合、収入が少額でも提出が必要なのはなぜですか？

A8. 税法上の「所得」と、健康保険の扶養認定で用いる「収入」の考え方が異なるためです。
自営業・不動産等で確定申告をされている場合、内容(収入と必要経費等)を確認するため、確定申告書および第一表・第二表、収支内訳書、青色申告決算書、各種明細(控除・計算明細等)の写しの提出をお願いしています。

Q9. 給与所得者(パート等)の場合、交通費(通勤手当)も収入に含まれますか？

A9. 含まれます。給与収入は税控除前の総支給額で確認します(通勤手当等も含みます)。

Q10. 「130万円の壁・支援強化パッケージ」について教えてください。

A10. [厚生労働省の「年収の壁・支援強化パッケージ」](#)に基づき、一定の要件を満たす場合に限り、扶養継続の取扱いが可能となることがあります。該当が疑われる場合は、健保へご連絡ください。
必要に応じて「130万円の壁・パッケージ(事業主の証明)」等の提出をお願いすることがあります。